

三十九 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p> <p>( 国外公社債等の利子等、<u>国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分</u> )</p> <p>16 - 2 - 5 .....<u>同法第 8 条の 3 第 2 項《国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》</u> .....<u>国外投資信託等の配当等</u>.....</p>	<p>( 合併法人が被合併法人から引き継いだ公債等に係る控除所得税額の計算 )</p> <p>16 - 2 - 5 <u>公債若しくは社債、株式若しくは出資又は証券投資信託の受益証券がその利子配当等 ( 令第 140 条の 2 第 1 項第 1 号《法人税額から控除する所得税額の計算》に規定する利子配当等をいう。 ) の計算期間の途中で合併により被合併法人から合併法人に引き継がれた場合において、合併法人が当該期間に係る利子配当等に対する所得税につき同条の規定により控除すべき所得税の額を計算するときは、次による。</u></p> <p>( 1 ) <u>同条第 2 項の元本を所有していた期間には、被合併法人が所有していた期間を含める。</u></p> <p>( 2 ) <u>同条第 3 項第 2 号イの利子配当等の計算の基礎となる期間の開始の時に、おいて所有していた元本の数 ( 公債及び社債については、額面金額 ) には、被合併法人が当該時において所有していた当該元本の数を含める。</u></p> <p>( 国外公社債等の利子等、<u>国外証券投資信託の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分</u> )</p> <p>16 - 2 - 5 の 2 .....<u>同法第 8 条の 3 第 2 項《国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等》</u> .....<u>国外証券投資信託の配当等</u>.....</p>